

学校生活のきまり

令和5年4月1日

生活指導部

1 登校・下校

- (1) 午前7時から8時20分(学級タイム[T]開始)までの間に登校する。8時25分以降は遅刻とする。遅刻した者は、すみやかに教室に入ること。
- (2) 各時間の授業について、15分以上遅刻した者は欠課扱いとなる。
- (3) 下校時刻は年間を通じて午後5時とし、以後の居残りは原則として認めない。ただし、部活動特別居残り活動届により認められたものについては、担当教員の責任のもと、午後6時まで最終下校時刻を延長することができる。自習室での自習は午後7時までとする。
なお、長期休業中の下校時刻は午後4時30分とする。自習室も午後4時30分までとする。
- (4) 始業時刻から終業時刻まで外出しないことを原則とする。ただし、特別の理由があって外出する者は、担任(担任不在の場合は他の学年担任)より外出許可を得る。
- (5) 早退をする場合は、養護教諭もしくは担任(担任不在の場合は他の学年担任)の許可を得て下校し、自宅に到着後担任に電話する。
- (6) オートバイ・自転車による通学は禁止する。
- (7) 土曜・日曜・祝日等の休校日について、土曜講習と部活動以外は登校しないことを原則とする。
- (8) 土曜・日曜・祝日は、自習室を使用することはできない。
- (9) 閉庁日及び12月29日から1月3日は登校禁止とする。

2 服装・頭髪

- (1) 本校生徒は本校の定める制服を着用する。
- (2) 夏期（5月～10月）には、上衣なし及びグレイ色のスラックス・スカートも許可される。
- (3) ワイシャツ及びブラウスの色は白色に限る。
- (4) パーカーは不可。カーディガン及びセーターは制服の下に着る場合のみ可。色は単色で白、黒、灰、茶、クリーム、紺。ポロシャツ及びカラーシャツは不可。
- (5) 土曜・日曜・祝日及び休業中に登校する場合も平常と同様、定められた制服で登校する。
- (6) やむを得ない事情で前記以外の服装をする場合には、諸届欄にその旨を記入し学級担任の許可を受ける。
- (7) 本校制定のバッジは必ず着用する（夏期は不要とする）。
- (8) コート・靴等は華美なもののはさける。
- (9) 頭髪に手を加えてはならない。